装管調第１４４７３号
令 和 ４ 年 ９ 月 ５ 日

大　臣　官　房　長
防衛省本省の施設等機関の長
各　幕　僚　長
情　報　本　部　長
防　衛　監　察　監　殿
各　地　方　防　衛　局　長
防衛装備庁長官官房審議官
防　衛　装　備　庁　各　部　長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

装備品等及び役務の調達における１者応札又は１者応募に関する
措置について（通知）

標記について、別紙のとおり実施することとしたので、関係職員に周知するとともに、遺漏なきよう措置されたい。

なお、装備品等及び役務の調達における１者応札又は１者応募に関する措置について（経装第４３６４号。２１．３．３１）は廃止する。

添付書類：別紙

別紙

装備品等及び役務の調達における１者応札又は１者応募に関する
措置について

１　１者応札又は１者応募の改善を図るための措置

契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第２条に規定する契約担当官等をいう。第２項において同じ。）は、前年度において１者応札又は１者応募（以下「１者応札等」という。）となった契約について、１者応札等となった要因を次の表の左欄により分類し、当年度の契約に際して、１者応札等の改善に有効であると思われる施策を同表の右欄を参考に創意工夫の上、それぞれ講ずることとする。

１者応札等となった要因	１者応札等の改善施策
入札条件や公告条件を満たせなかったと考えられるもの	製品や役務の内容、発注量、納入回数その他の仕様書の記載内容の見直しによる受注条件の緩和、入札参加資格など公告条件の見直し等、入札参加者等を不当に制限することがないよう努める。
入札準備期間や契約履行期間が短かったと考えられるもの	公告期間の見直し、年間調達計画の周知、通年公募対象案件の拡大、計画的な早期調達の実施、年度末集中調達の見直し等、入札参加者等の拡大に努める。
発注情報が十分浸透しなかったと考えられるもの	ホームページによる情報掲示の徹底、地方防衛局の活用、業界紙の活用その他の入札情報のプロモーション手段の充実等、入札参加者等の掘り起こしに努める。
入札参加側の判断によると考えられるもの	入札情報の充実、インセンティブ契約の促進、一括調達、電子入札の実施、提出書類様式の簡便化等、受注意欲の増進に努める。
法令やライセンス等の制約によると考えられるもの	公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第１０７号。２７．１０．１）第１項第５号から第７号までの随意契約の類型を踏まえ適切に対応する。

2　要因分析及び改善の方向性の記録、整理及び保管

契約担当官等は、１者応札等となった契約については、その要因分析及び改善の方向性の結果を任意の形で記録し、適切に整理し、及び保管するものとする。なお、１者応札等の改善の資とするため、必要に応じて、当該記録を含め、資料の提供を防衛装備庁調達管理部調達企画課から求めることがある。

3　中央調達における取扱い

⑴　中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号。以下この項において「調達実施訓令」という。）第３条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）においては、一般競争の結果、複数年度連続して１者応札となっている案件について、引き続き一般競争とする場合の妥当性等を評価する体制を構築し、適切な契約方式の選択を徹底することとする。

⑵　防衛装備庁長官は、業態調査（調達実施訓令第８条第１項第１号に規定する業態調査をいう。）について、装備品等の導入、量産化の経緯等の情報収集を含めて精査し、１者応札の要因分析の細分化及び改善の方向性の資とすることとする。この際、大臣官房長等（調達実施訓令第２条第１項第２号に規定する大臣官房長等をいう。）は必要な協力を行うものとする。

4　委任規定

この通知の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁調達管理部長が定めるものとする。